

配布資料

平成 26 年 11 月 18 日
図書館事務室

Library+ 第 1 回 「著作権って？」

◆知的財産権との関係

知的財産権・・・何かを作り出した人に与えられる「他人に無断で利用されない」権利。著作権も特許権も知的財産権のひとつ。

著作権・・・著作物(表現されたもの)を保護。

特許権・・・発明(アイディア)を保護。

例) 研究者が薬を開発。その薬の製法について特許を取った場合

他人が無断で・・・

〔その製法に従ってその薬を製造・販売すること(アイディアの利用)は、特許権侵害
〔その製法を書いた「論文をコピー」すること(表現の利用)は、著作権侵害〕

◆著作権法の目的 (著作権法第 1 条)

『文化の発展』のため・・・

◎著作者の権利の保護：権利を保護してあげることで文化の発展に寄与する

◎著作物の公正な利用：公正な利用であれば文化の発展につながる

◆著作者の権利 →お持ち帰り資料 1

① 著作者人格権・・・譲渡不可。著作者の思いや気持ちを守るためにの権利。

② (財産権としての)著作権・・・譲渡可。経済的な利益を守るためにの権利。
「無断で○○されない権利」

創作時点	権利譲渡時点
創作者=著作者=著作権者	創作者=著作者≠著作権者

※創作者≠著作者の場合あり・・・法人著作(職務著作)：法人が著作者=著作権者

利用者からの求めに応じて、著作権者が利用の範囲で許諾をすることも可能。

著作物を創作した時点で自動的に発生。申請手続きは不要。

原則、著作権は、著作者の死後 50 年まで保護される。

著作者人格権は、著作者の死亡により消滅する。

「© 2014 Taro Iwate All Rights Reserved.」といった記載が無くても権利は保護される。

◆ 「著作物」とはどういったものか (著作権法第10条第1項)

①小説、論文、講演	⑥地図、図形
②舞踏、無言劇	⑦映画(ビデオ、アニメなどを含む)
③音楽	⑧写真
④美術	⑨コンピュータプログラム
⑤建築物	※これらが例示されているもの

他にも・・・二次的著作物：著作物を翻訳、編曲、脚色、映画化したもの

編集著作物：雑誌、新聞、百科事典

共同著作物：複数人で作成し、誰がどこを作成したか分けられないもの

データベースの著作物：情報の選択、体系的な構成に創作性があるもの

◆ 「著作物」というための4要件 (著作権法第2条第1項第1号)

『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの』

①「思想又は感情」を表現したもの

・・・思いや考えを表現

× バスの運行時刻表、料金表 (事実やデータ)

②「創作的に」表現したもの

・・・個性（オリジナリティ）が現れている

× 他人の作品の模写、定義や法則の説明文(誰が書いても同じような表現)

③「表現」したもの

・・・文字、図、色、音などで表現

× アイディア (紙に書くなど何らかの形で表現されていないもの)

④「文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する」もの

・・・知的・文化的な活動により産み出されたもの

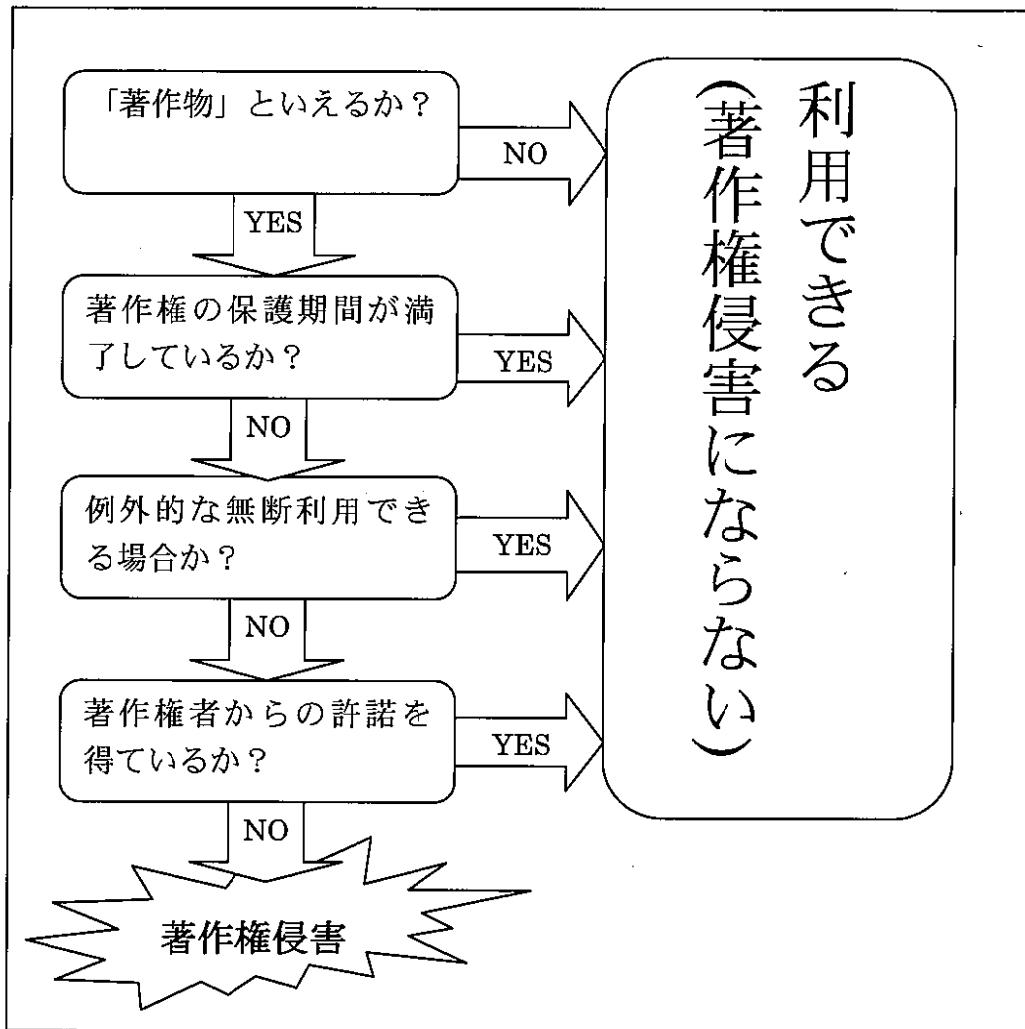
× 日用雑貨、衣類、電化製品、自動車、工業製品

◆例外的に無断利用が可能な場合 (権利制限規定) →お持ち帰り資料2

著作権者が著作物すべてに対して権利を行使できるとすると著作物の円滑な利用を妨げる、文化の発展の寄与に反する。

条件をクリアした場合にのみ自由に利用できる場合を規定。

◆権利侵害の判断フローチャート



《参考》

著作権テキスト 平成 26 年度版 / 文化庁長官官房著作権課

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/h26_text.pdf

学校における教育活動と著作権

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

お持ち帰り資料 1

著作者が著作物を創作した際に自動的に発生する権利

◆著作者人格権◆

●こうひょうけん 公表権 (第 18 条)

著作物を公表するかしないか、いつ公表するか、どこでどのように公表するかを決められる権利。

●しめいひょうじけん 氏名表示権 (第 19 条)

著作物を公表する際に、著作者名を実名で表示するか、ペンネームにするか、無名にするか決められる権利。

●どういつせいほじけん 同一性保持権 (第 20 条)

著作物の内容や題名を無断で変更(改変)されない権利。

※人格権不行使特約

例えば、自治体等がゆるキャラを公募した際に少し改変して利用しようとする場合に細かい点まで許諾を得ようとするのは双方にとって煩雑となる。その場合は、「どの範囲までならば改変してよい」という特約を設けることができる。

ただし、著作者を冒涜するような改変等は人格権侵害となる(特約として認められない)。

◆財産権としての著作権◆

●ふくせいけん 複製権 (第 21 条)

無断で複製(コピー)されない権利。

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法で有形的に再製すること(可視、不可視問わず)

●じょうえんけん えんそうけん 上演権・演奏権 (第 22 条)

無断で著作物を公衆に上演、演奏されない権利。

※上演・・・小説、脚本、舞踊などの著作物を演じること

※演奏・・・音楽の著作物を公衆に演奏すること

●じょうえいけん 上映権 (第 22 条の 2)

無断で著作物を公衆に上映されない権利。

※上映・・・著作物を映写幕などに映写すること

●こうしゅうそうしんけん 公衆送信権 (第 23 条第 1 項)

無断で公衆に送信されない権利。(例)web への掲載

● 公の伝達権 (第 23 条第 2 項)

公衆送信された著作物を無断で公衆に伝達されない権利。

● 口述権 (第 24 条)

無断で公衆に口述されない権利。(例)公衆に向け小説を朗読、CD に録音された朗読を再生
※言語の著作物(講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、日記など)に限定

● 展示権(第 25 条)

無断で公衆に展示されない権利。

(美術のオリジナル作品及び未発行の写真のオリジナルを公衆に展示する権利)

例外)作品の所有者やその同意を得た者は、自由に展示してもよい(美術館、博物館)

● 譲渡権(第 26 条の 2)

無断で公衆に譲渡されない権利。

ただし、一度適法に譲渡されると著作物に関する譲渡権はなくなる

● 貸与権(第 26 条の 3)

無断で公衆に貸与されない権利。

● 頒布権(第 26 条)

無断で公衆に頒布されない権利。

映画の著作物の複製物を公衆に譲ったり、貸したりする権利

● 翻案権等(第 27 条)

著作物を無断で翻訳、編曲、変形、脚色、映画化等されない権利。

● 二次的著作物の利用権(第 28 条)

無断で二次的著作物を利用されない権利。

お持ち帰り資料 2

著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合(権利制限規定)

◆ 「私的使用」、「付随対象著作物の利用」等◆

私的使用のためのコピー(複製)等(第 30 条)

付随対象著作物の利用(第 30 条の 2)

検討の過程における利用(第 30 条の 3)

技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(第 30 条の 4)

◆ 「教育」関係◆

「教育機関」でのコピー(複製)(第 35 条第 1 項)

「教育機関」での公衆送信(第 35 条第 2 項)・・・別会場でも同時中継で授業を行う場合

「検定教科書」等への掲載(第 33 条)

「拡大教科書」や「デジタル録音図書」等の作成のためのコピー(複製)(第 33 条の 2)

「学校教育番組」の放送やそのためのコピー(複製)(第 34 条)

「試験問題」としてのコピー(複製)(第 36 条)

「試験問題」としての公衆送信(第 36 条)・・・別会場で同時に試験を行う場合

◆ 「図書館」関係◆

「図書館」等でのコピー(複製)(第 31 条第 1 項)

国立国会図書館の所蔵資料の電子化(第 31 条第 2 項)

国立国会図書館からの図書館資料のインターネット送信(第 31 条第 3 項前段)

国立国会図書館からインターネット送信された図書館資料のコピー(複製)(第 31 条第 3 項後段)

国立国会図書館によるインターネット資料やオンライン資料の収集のためのコピー(複製)(第 42 条の 4 第 1 項)

国立国会図書館によるインターネット資料やオンライン資料の提供のためのコピー(複製)(第 42 条の 4 第 2 項)

◆ 「福祉」関係◆

「点訳」のためのコピー(複製)(第 37 条第 1 項)

「点訳データ」の蓄積・送信(第 37 条第 2 項)

視覚障害者等向けの「録音図書」等の製作(第 37 条第 3 項)

聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等(第 37 条の 2 第 1 号)

聴覚障害者等向け貸出し用の「字幕入り映像」等の作成(第 37 条の 2 第 2 号)

◆ 「報道」関係等◆

「時事の事件」の報道のための利用(第 41 条)

「国等の機関での公開演説」等の報道のための利用(第 40 条第 2 項)

「情報公開法」等に基づく「開示」等のための利用(第 42 条の 2)

「公文書管理法」等に基づく保存のための利用(第42条の3第1項)

「公文書管理法」等に基づく利用のための利用(第42条の3第2項)

◆ 「立法」「司法」「行政」関係◆

「立法」「司法」「行政」のための内部資料としてのコピー(複製)(第42条第1項)

「特許審査」「薬事に関する事項」などの行政手続のためのコピー(複製)(第42条第2項)

◆ 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係◆

「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」(第38条第1項)

「非営利・無料」の場合の「本などの貸与」(第38条第4項)

「非営利・無料」の場合の「ビデオなどの貸与」(第38条第5項)

「非営利・無料」の場合の「放送番組等の伝達」(第38条第3項)

「非営利・無料」の場合の「放送番組の有線放送」(第38条第2項)

◆ 「引用」「転載」関係◆

「引用」(第32条第1項)

「行政の広報資料」等の転載(第32条第2項)

「新聞の論説」等の転載(第39条)

「政治上の演説」「裁判での陳述」の利用(第40条第1項)

◆ 「美術品」「写真」「建築」関係◆

「美術品」等のオリジナルの所有者による「展示」(第45条)

屋外設置の「美術品」「建築物」の利用(第46条)

美術展の「小冊子」の製作(第47条)

インターネット販売等での美術品等の画像掲載(第47条の2)

◆ 「コンピュータ・ネットワーク」関係◆

プログラムの所有者によるコピー(複製)など(第47条の3)

機器の「保守」「修理」「交換」の際の一時的なコピー(複製)(第47条の4)

「ネットワークの送信障害の防止」等のためのコピー(複製)(第47条の5)

「情報検索サービス」の実施のためのコピー(複製)など(第47条の6)

「情報解析」のためのコピー(複製)など(第47条の7)

コンピュータ等を用いた著作物の利用に伴うコピー(複製)(第47条の8)

情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のためのコピー(複製)(第47条の9)

◆ 「放送局」「有線放送局」関係◆

「放送局」や「有線放送局」の一時的なコピー(録音・録画)(第44条)